

集積又は貯蔵を規制する物の指定（自然環境課）

島根県告示第377号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第11条第4項第7号の規定により、島根県立自然公園の特別地域内の屋外において知事の許可を受けなければ集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、令和7年6月27日から施行する。

集積又は貯蔵を規制する物の指定（平成15年島根県告示第335号）は、廃止する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土石
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品